

反障害通信

22. 1. 18

115号

そもそも人権とは何だろう？

前号「反障害通信 114号」で「そもそも「社会主義」とは何だろう??」を書いたのですが、もうひとつ、今回は「そもそも人権とは何だろう?」です。

はじめに

この話は、「障害の社会モデル」を巡る混乱の中で、「人権モデル」を出そうという提起をしているひとがいることに通じているのです。ですが、そもそも、「社会モデル」が出る前に、「障害者の権利宣言」は出ていたのです。これが人権モデルということなのです。その時代に戻ろうという話でしょうか？そして「社会モデル」の突き出しは、それまでのモデルを医学モデルとして押しえて批判することとして対にして出てきたのです。人権モデルは何に対して出てくるのでしょうか？

わたしは人権概念は、哲学的には過去の遺物だと押しえています。

人権思想は17世紀18世紀に出てきました。王制（権力の世襲制）の批判をトーマス・ペインが『コモンセンス』で書いたのが18世紀、民主主義を標榜する国で、王制・天皇制が何故存在し得るのか分からないのですが、哲学的に神の死が宣言されても、宗教がなくならないように、資本主義の発生と共に起きてきた人権思想は資本主義の法体系の中に組み込まれています。資本主義的支配構造のムチとアメのアメとしての人権思想です。

すくなくとも、論理的一貫性を主張するひとたちは、「人権」なる概念を使わなくなっているとわたしは押しえています。もちろん、国連の条約や多くの国の法律に「人権」なる語が出てくる法律用語としての「人権」概念は、「使えるものは使っていく」というところで、使われてきました。しかし、そのことの弊害を押しえて置く必要があります。

人権思想のもつ抑圧性 侵略の思想としての人権

そもそも人権思想は、天賦人権論として、キリスト教文化圏で起きた思想です。神（絶対精神）を想定すること自体が差別の構造に陥ることになります。わたしには、そのことは、サイードが『オリエンタリズム』で、西洋中心主義批判をしたこととリンクしていきます。<帝国>の植民地支配の三つの輸出として、資本・キリスト教・人権思想があったのではないのでしょうか。「野蛮の文明化」として植民地支配が正当化されたのです。そこで、今日、「人権を守る」というスローガンを掲げて、最大の「人権侵害」である戦争を仕掛けてきた歴史の背理を感じないのでしょうか？今、中国の人権侵害を理由にオリンピックの政治的ボイコットなることが話題になっています。わたしは別に中国の新疆ウイグルにおける自治や「思想信条自由」の侵害や香港の自治の侵害を擁護するつもりはさらさらありませんし、そのような国家主義的な対応を批判する立場です。そもそも、人権ということ掲げて他国を批判する国がちゃんと人権を守ってきたのかということがありま

す。そもそも、オリンピックに政治を持ち込む、国威の発揚としてのオリンピックにしてきた、そしてオリンピックを政争の具にしている双方を批判することです。少なくとも、オリンピックで国旗を掲げ、国家を演奏するということを止めて、純粋にスポーツを楽しむ場にすることです。

人権の名による戦争の歴史をおさえなければなりません。ニカラグア侵攻、ベトナム戦争、アフガン戦争、イラク侵攻、最大の「人権侵害」である戦争を仕掛けてきたのはアメリカではなかったのでしょうか？

そもそも、「天賦人権」とか、「ひとが生まれながらもっている」とか、「本来の」とか、いうロジック自体が、ひとに対する決めつけとしての差別性の論理としてあるのです。

共同幻想(物象化)としての人権

わたしは、人権論を「差別のない関係性の物象化」と押さえて批判してきたのですが、最近インターネットを見ていると、右翼が「人権は共同幻想だ」という突き出しをしています。反差別の立場に立つ人ひとたちは、右翼の感情的な差別主義的な突き出しを批判して論破してきました。少なくとも、反差別の立場で、「人権論」を突き出そうとしているひとたちは、そのような右翼の突き出しをどう批判していくのでしょうか？

「マルクスには人権思想がない」？

マルクス／エンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』の新訳を出した花崎皋平さんが「マルクスには人権思想がない」というようなことを書いていました。驚きでした。マルクス思想の三つの源泉ということが言われています。ドイツの哲学、イギリスの経済学、フランスの社会主義思想です。そのフランスの社会主義思想が、人権論を葬ったのではないのでしょうか？

そもそも人権論にとらわれているひとは、社会主義思想自体を否定しているのかもしれませんが。

まとめ

さて、人権とは「差別のない関係の資本主義的物象化」としてわたしは押さえています。そもそも、資本社会という差別社会で、法律的に確立されていて、一定の有効性があるにしても、弊害もある人権論など使わないで、なぜ、反差別というストレートな突き出しをしないのでしょうか？

(み)

(「反差別原論」への断章) (43) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆ 「反障害通信 115 号」アップ(22/1/18)
- ◆ 「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」も DVD などの他のメディアでの郵送などで対処したいと思っています。横書き版は最後、の連絡先から連絡をお願いします。
- ◆ 「反差別資料室 C」で、また見れない文書が出ています。とりあえず、タイトルの最後に「反障害通信」の掲載号数を書いていますので、メインホームページの「会報」の当該通信号から見てください。
- ◆ 「反差別資料室 C」の「文献室」を、新しい本の購入や読書に合わせて、一年ぶりにリアップしました。

読書メモ

ローザ・ルクセンブルクの追加学習です。読み残していた本、更に追加学習したものです。前号の読書メモの最後が 575 でした。今号の最初の番号は 576 がなくて 577 になっていますが、番号の振り間違いではありません。連続学習する本とセットにするために 576 は、しばらく伏せておきます。

たわしの読書メモ・・ブログ 577

・ローザ・ルクセンブルク／伊藤成彦・丸山敬一訳『ロシア革命論』論創社 1985

この本は、選集の中の第4巻に収められていた「ロシア革命論」の別の編集版の翻訳と、ローザの他のロシア革命に関する論攷を掲載し、訳者の伊藤成彦さんの解説を三点セットとして本にしたものです。この本の存在は知っていたのですが、「ロシア革命論」は選集で読んでいたのと、他の論攷が入っているということを押さえていなかったもので、パスしていました。

最初に目次をあげておきます。

はしがき

第Ⅰ部 ロシア革命論——獄中書簡から

- 1 ロシア革命のために
- 2 戦争、民族問題、革命についての断片

第Ⅱ部 ロシア革命論説——『キャンプ』『スパルタクス書簡』から

- 1 ロシア革命
- 2 ロシアの革命
- 3 ロシアの問題
- 4 老いたるもぐら
- 5 二つの復活祭教書
- 6 焦眉の時局問題
 - I 戦争と平和
 - II プロレタリアートの独裁
 - III ストックホルム
 - IV 二者択一
- 7 歴史的責任
- 8 破局に向かって
- 9 ロシアの悲劇

第Ⅲ部 ローザ・ルクセンブルクとロシア革命 伊藤成彦

- 1 二月革命の報せ
- 2 二つの復活祭教書について
- 3 労働者、水兵の反応
- 4 ローザ・ルクセンブルク救出計画
- 5 十月革命前夜

6 「ロシア革命論」草稿

7 社会主義民主主義の原則

さて、「第I部 ロシア革命論——獄中書簡から」は、これまでのレヴィ版は草稿の写しから編集したもので、「かなりの誤りや脱落個所があった。」（「はしがき」）i P、それをおぎなったヴァイルの完全版は、「本文とノートの区別がつかなかった。」ii Pのものであり、東ドイツの「マルクス・レーニン主義研究所」編集1974の版が、この訳の底本になっているとのこと、「なお、この東ドイツ版には、草稿に関する注と、草稿の中の事項や主張に関する編集者の注とが一緒につけられているが、翻訳にあたっては性格を異にする二種類の注を分離して、草稿に関する注は本文中に収め、事項や主張に関する注は、参考として草稿の後に付してある。」ii Pとあります。で、図らずもか、図ったのか、「編集者」の注が、「マルクス・レーニン主義研究所」らしく、マルクス・レーニン主義的な注になっていて、それを検討すること自体が、レーニンとローザの論争の検証になるのではと思ったりしています。

さて、目次に沿って、読書メモを簡単に残します。まず、ロシア革命論草稿の「第I部 ロシア革命論——獄中書簡から 1 ロシア革命のために」ですが、これは、伊藤さんが「第III部 ローザ・ルクセンブルクとロシア革命」の「6 「ロシア革命論」草稿」の中で、「「ロシア革命論」草稿でローザ・ルクセンブルクがボリシェヴィキの政策の誤り、あるいは歪みとして具体的に指摘したのは、農地改革・農民政策、民族自決・講和問題、制憲議会の解散の三点であった。」204Pとしていますが、わたしはレーニンとローザの論点を七点抜き出しました。

- ① 土地分配問題
- ② 民族自決権
- ③ 憲法制定議会の解散
- ④ プロレタリア独裁論の中身——民衆が革命の中から学び発展していくこと 40P・・・自然発生性への依拠
- ⑤ 強制や命令でなく民衆の創造性への依拠(これはレーニンも書いていた)40P
- ⑥ 政治生活の抑圧 25P と一握りの政治家たちの独裁 46P の進行批判——独裁と民主主義の対立図式(カウツキーも同じ)の批判——カウツキーはブルジョア民主主義、レーニンとトロツキーはブルジョア的独裁 46P——プロレタリア独裁の規定「階級の独裁とは、つまり、もっとも広く公開され、人民大衆がこの上なく活発、自由に参加する、何の制限もない民主主義の独裁である。」47P——社会主義的民主主義 48P——階級の仕事＝一握りの政治家たちの仕事ではない
- ⑦ 情況規定性からの負の制約を正当化することへの批判 49P——奇蹟は起こせないとして、レーニン／トロツキーの一定の擁護と、ドイツ国際的運動の自己批判 50P——問題はロシアだけで解決できない、国際的に解決 51P

わたしの付記、①も②も他党派の関係やそこにおける民衆の要求のとりあげとして出てきたこと、レーニンの現実主義。ただ、②は英語のnationの民族と国家という両義的な意味における国家主義批判として押さえ直すこと(民族主義は国家主義にからめとられるこ

とへの批判)が、肝要。

ローザも「歴史なき民族」論にとらわれていた 58P

この草稿に関しては、とりわけ民族自決権について、「**第三部 ローザ・ルクセンブルクとロシア革命 伊藤成彦**」の「**6 「ロシア革命論」草稿**」で、伊藤さんがレーニンを引用しつつコメントしています。「(レーニン)社会主義の利益が民族自決の利益に優先することを否定することはできないだろう。」208P「むしろその後のポーランド戦争から最近のアフガニスタン侵攻までの歴史を考えると、ロシア社会主義の歴史の中で、レーニンの民族自決の原則が果たして本当の意味で守られたことがあったのか、という問題こそが問われなければならない。」209P・・・民族自決権の虚構とそもそも中味のない「社会主義」、社会主義は定立していなかった。

さて、ローザのレーニン批判が、変遷しているのか、一貫しているのかという論争があるのですが、レーニンの現実主義的な決定を、そのように追いこまれていくことを理解しつつ、でも、それが未来に何を残すか、またその定式を他の国や地域にも適用するとどうなるのかというところで、原則主義的な批判をしつつ(まさにその論争は、現実主義と原則主義の弁証法なのですが(註)、自分たちのとりわけドイツにおける革命を起こさねば、それぞれの国や地域での連動する革命をおこさねば、ソヴィエト・ロシアは崩壊すると押さえていたようです。これは、ローザの運動家としての基本姿勢ですが、繰り返し自分たちの責任ということを強調していたのです。また、レーニンとも思いを共通していたのですが、それはローザの予測がことごとく当たっていたのです。ただ、スターリンの反民主主義の全体主義的独裁体制が70年も続くとは想起していなかったようです。レーニンも死の直前には、スターリン体制の行き着く先を想起し、スターリン排除を試みる最後の闘争に踏み込むのですが、果たせぬままに亡くなります。時は、70年を経て、「社会主義国」が崩壊したという説もあるのですが、「社会主義国家」と自称していたのは、「国家資本主義」だったということが左派の間で、そして右派の間でも定説化されてきているようです。わたしは、そもそも「プロ独」から社会主義の移行に失敗した、未だ果たせ得なかった「社会主義革命」だったのだ、言えるのではないかと押さえています。レーニンは、「民主主義的なことをやっていたのでは、革命をやるには百年かかる」と言っていたのですが、むしろ百年経って、あのロシア革命は、むしろ社会変革運動の極樞になっているのではないかとさえわたしには思えるのです。改めて、ロシア革命を初めとするこれまでの社会変革運動の総括が必要になっているのではないのでしょうか？

さて、Ⅱ部以降は、1から6までが二月革命から十月革命までに書かれた文書、7から9が十月革命を経て書かれた文書です。ローザの姿勢は一貫していて、ポリシェヴィキの方向で進め行くと、必ず矛盾を抱え込んでしまうという批判と、それでもそうせざるを得ないことに追いこんでいる、ドイツを初めとする国際的運動の責任を問うて、ロシア革命との連帯を訴えるものです。いくつかの注目すべき個所だけメモを残します。

「**第Ⅱ部 ロシア革命論説——『カンブ』『スパルタクス書簡』から**」

「**4 老いたるもぐら**」は、ほとんどアジ文です。老いたるモグラとはドイツ社会民主党の主流派批判の揶揄のようです。「国際ブルジョアジーとロシア・プロレタリアートの間の葛藤は、世界状況の現段階を次のような二者択一として表現しているのである。全般的な

出血死に至るまでの世界戦争か、プロレタリア革命か——帝国主義か社会主義か。」93P「老いたるもぐら、歴史よ。お前は立派に仕事をした！ この瞬間において、国際プロレタリアートの上に、ドイツ・プロレタリアートの上に、世界史の転換期の偉大な時のみがかたらしうるあのスローガン、あの警告叫び声が鳴り響く。帝国主義か社会主義か！ 戦争か革命か！ 第三の道はないのだ！」94P

「5 二つの復活祭教書」この文書は、ドイツで進む議会主義的な動向に対する批判の文書です。「ベルリンの「協同作業団」(カウツキーらの独立社会民主党右派)の復活祭教書は、プロイセン選挙法改革に関する皇帝の復活祭教書とあまりにもぴったりと符合している。両者とも、かびくさい気の抜けた政治感覚の産物であって、世界戦争と世界的激動にもかかわらず、何ものにも学ばず、何ものも忘れなかったことだけを真に誇っているのである。」100P

「6 焦眉の時局問題」は、「I 戦争と平和」で戦争の解決にはプロレタリア革命が必要であり、それは「II プロレタリアートの独裁」として成し遂げられる、そして「III ストックホルム」でなされている議論、元の状態への復帰とか民族自決権をめぐる議論に、ローザは民族自決権批判をなしてきた立場で批判し「民族自決権は資本主義国家の領域内、その支配下では決して実現されない。民族自決のための唯一の現実的前提は、社会主義革命、すなわち、あらゆる民族に本来の大衆としての労働者階級の政治的・経済的自決である。」117P。最後に「IV 二者択一」で、「戦争か革命か！ 帝国主義か社会主義か！」123Pと二者択一的な提起をしています。

「7 歴史的責任」は、ロシアとドイツの単独講和批判の話です。ですが、それを情況規定的とも押さえ、「全面講和は、ドイツにおける支配権力の打倒なしには達成されえない。」131Pとしています。もうひとつ、ボリシェヴィキを「ペテルスブルクのジャコバン派」129Pと規定しているところにも留目。

「8 破局に向かって」は、ドイツの「帝国主義的発展」と崩壊を押さえています。その論攷は、ナチズムの隆起と次の世界大戦を予期させるような文にもなっています。

「9 ロシアの悲劇」は、単独講和の批判なのですが、「いかなる過失も犯さない革命など存在しはしないのである！」145Pとして(レーニンもローザの過ちを指摘しているので、その対話の深化が必要なのですが)、情況規定性を押さえ「ボリシェヴィキの過ちに対する責任は、結局のところ国際プロレタリアート、ドイツ社会民主党の比類なき卑劣さにある。」147P「ロシア革命の名誉を救うことは、この運命の時において、ドイツ・プロレタリアートの名誉と国際社会主義の名誉を救うことに等しいのである。」148P

「第三部 ローザ・ルクセンブルクとロシア革命 伊藤成彦」

「1 二月革命の報せ」では、ローザが二月革命をどう押さえたのかということで、三点上げています。①「第一の特徴は、二月革命を一九〇五年——七年のロシア革命の継続、発展と見たことである。」156P「したがって、ローザ・ルクセンブルクが一九一七年二月に始まったロシア革命を一九〇五年——七年の革命の継続とみたということは、二月革命を「ヨーロッパでこれからはじまる一連の新しいプロレタリア革命の先駆者」とみたということであり、この革命では「階級意識をもったプロレタリアートが指導的で推進的な要素」をなしている、とみたということの意味するものにほかならない。」157P②「ロシア・プロ

レタリアートへの動向への注目」157P——「ツァー打倒以後の革命の発展は、戦争遂行に利益を求めるブルジョアジーと帝国主義戦争の終結を求めるプロレタリアート先鋭的な対立にすすまずにおかない、と彼女は展望した。」158P③「ローザ・ルクセンブルクは、このようなロシア革命の分析と展望に基づいて、参戦国のプロレタリアート、とりわけドイツ・プロレタリアートのロシア革命に対する重大な責任を指摘した。」158P

「2 二つの復活祭教書について」は、ロシア二月革命の隆起のなかで、ドイツで起きた動きを押さえた文です。「ロシア革命の報せを受けたドイツ国内で、ロシア革命の影響を受けて起こった際立った動きとしては、次の三つの事柄を挙げることができる。第一には、一九一四年八月四日以来「城内平和」政策によって帝制と一体化してきた社会民主党指導部への批判を強めていた党内反対派による独立社会民主党の結成(一九一七年四月六日——八日)、第二に、プロイセンの三級選挙法の廃止と直接・秘密選挙制の導入等の戦後の改革を宣言したヴィルヘルム二世の復活祭教書(四月八日)、第三に、ベルリンとライプツィヒの軍事産業の金属労働者を中心に三十万人が参加して行われた四月ストライキ(四月十六日——二十三日)の三つを。」162P「ここでローザ・ルクセンブルクは、勅令を発したドイツ帝制を「中世からのかかし」と皮肉るとともに、どこまでも議会主義に立ってスパルタクス集団に反対する協同作業集団を「何と見事な議会主義的クレチン病(ママ)の精華」とからかい、とくに後者に対して、「ロシア革命をただ老朽化したツァーリズムに対するブルジョア自由主義的修正だとみなして、これが同時に世界史的な影響力をもった最初の過渡的プロレタリア革命であることなど思いも及ばないのだ」と批判した。ローザ・ルクセンブルクのこの批判は、勅令と協同作業団の行動綱領という“二つの復活祭教書”の本質を見事に射抜いて、ロシア革命がドイツに波及せずにはおかないことを、当時、もっとも鋭く見通したものであった。／しかし同時にこの時ローザ・ルクセンブルクは、「ドイツのプロレタリアートも全体としてはまた呆然として、革命がロシアで起こった、これは隣国におけるよろこばしくもためになる見世物だ、くらいにしか思っていない」と書いていたが、おそらくこの時獄中のローザ・ルクセンブルクは、四月ストライキに向けての労働者の動きをまだ知らなかったのであろう。ではロシア革命に対してドイツの労働者階級はどのように反応したか。」169-70P

「3 労働者、水兵の反応」は、前の「2」の最後のところを精細に展開した文です。

「4 ローザ・ルクセンブルク救出計画」では、ローザが体調を崩していることもあって、早く獄中から出そうという動きを書いているのですが、ローザが獄中からいろんな手段を用いて、連絡をとろうとしていることがあって、その中で、獄中のローザに当てられた秘密文書を掲載しています。

「5 十月革命前夜」は、「II」の「6」から「9」の解説文です。

「6 「ロシア革命論」草稿」は、最初の「I」の解説文。ローザとレーニンの対話ですが、すでに「I」の読書メモで挙げていた内の、二点「農地改革・農民政策、民族自決・講和問題」について展開しています。「農」の問題は、なぜ、そのように陥ったかを、ローザも押さえていないわけではないのですが、農業問題に対するボリシェヴィキの弱さがあり(ローザ自身もそうですが)、それで社会革命党が農民・農業問題に取り組んでいて、そこで労・農ソヴィエトを作ったことから、社会革命党の要求をのまざるをえなかったという

ことです。民族自決権については、「I」の本文中に書きました。

「7 社会主義民主主義の原則」では、前の三点の残りの一つ「制憲議会の解散」問題です。この問題はプロ独の中身の問題につながっています。「(ボリシェヴィキの論理)革命の利益は憲法制定議会の形式的権利に優先する。」216P(・・・これはすべてに当てはまり、現実的必要性で、原則が踏みにじられることになってしまいます。)
「つまり、ローザ・ルクセンブルクがここで問題にしていたのは、単なる制憲議会の解散の可否ではなく、社会主義による民主主義の新しい発展であった。制憲議会の解散からエス・エルの弾圧にいたるボリシェヴィキの一党独裁をすすめるものではないか、とローザ・ルクセンブルクは見たのである。そしてこのような誤りの根源を、彼女は独裁と民主主義を対立させる「レーニン・トロツキーの理論」に求めた。エーベルト、シャイデマンからハーゼ、カウツキーにいたるドイツの社会民主主義者たちは、独裁と民主主義を対立させることによって独裁、つまり社会主義革命を否定し、一方レーニン、トロツキーは等しく誤った問題の立て方をするによって民主主義の否定に陥っているのではないか。しかし「プロレタリアートの歴史的使命は、権力を握った時に、ブルジョア民主主義の代わりに社会主義的民主主義を創始することであって、あらゆる民主主義を廃棄してしまうことではない」——「社会主義的民主主義こそはプロレタリアートの独裁にほかならない」——「それは大衆の積極的な参加すら一步一步生まれ、大衆の積極的な影響下にあり、全公衆の統制をうけ、人民大衆の政治的練習のたかまりの中から生まれてくるものでなければならない」。これがローザ・ルクセンブルクが懐いていた社会民主主義の原則であった。そして社会主義革命に対するローザ・ルクセンブルクのこの原則的な考え方は、ドイツ革命の中でもいささかも変わらなかった。」217-8P(・・・ローザの原則主義)
「このように社会主義革命における大衆の自立性、自発性、創造性とそのための自己変革を強く主張したローザ・ルクセンブルクが同時に強く否定したのは、指導者と大衆の二元論に立って大衆を客体視、手段視する考え方であった。政党の綱領としてはまことに異色のものであろうが、「スパルタクスブントは何を求めるか？」の終りに、彼女は「スパルタクスブントは労働者大衆を超えて、あるいは労働者大衆によって支配しようとする党ではない」(傍点(線)は伊藤)と書いて、つねに労働者大衆とともにあることを公約していたのである。」219P

ここの最後には、「I」の文の出版に関する議論について書かれています。そもそも、最初にこの『ロシア革命論』を公開したレヴィは、ロシア革命に打撃を与えるから出すべきではないとローザを説得したという話があります。伊藤さんは「『ロシア革命論草稿』は、ロシア革命に対する否定的批判ではなく、肯定的、積極的な批判だったからである。」222Pとして、ローザが出す必要を訴えていたことが正しかったとしています。

註

レーニンがローザを現実的で自分が原則的だと、批判していることもあるのです。それは民族自決権をめぐる論争です。ただそのレーニンの民族自決権は、中央集権主義や、差別の階級支配の道具論や、社会主義革命の優先論によって、空論になっています。だから原則主義ではなくて、空論的理念主義なのです。

たわしの読書メモ・・ブログ 578

・ローザ・ルクセンブルク／伊藤成彦訳『友への手紙』論創社 1991

ローザ・ルクセンブルクは多くの手紙を残しています。活動家として実にきめ細かい「配慮」の中で、さまざまな「手紙魔」とも言いえる手紙を出しています。だいたい四つの内容的パターンがあります。まず、①運動的などころでの手紙、②シスターフッド的などころでの共鳴の手紙、③運動的などころで同志を支えるところからする、また同志の関係者を支える主旨での手紙、④そして恋愛的な手紙。この『友への手紙』はそれぞれすべての内容を網羅しているようです。

それにしても、ローザ・ルクセンブルクの感性、クラシック音楽を愛し、絵画を愛し、文学的などころへの関心を持ち、草花や小動物を愛し、それでも革命家として活動し死していった、そのことを思うと、もうひとつの生き方ということをおぼざるを得ないのです。もちろん、そんなことが適うはずもなく、それがローザ・ルクセンブルクの生と死であったのですが。

たわしの読書メモ・・ブログ 580

・平井潔／古沢友吉『解放史上の三女性 マルクス夫人・ローザ・ルクセンブルク・レーニン夫人』東洋経済新報社 1956

この本は、「日本の古本屋」というサイトで、「ローザ・ルクセンブルク」と検索すると出てきた本です。ちょっと惹かれたのですが、そこまで読書を広げられないと買うのを躊躇していたのですが、シスターフッド的などころから、やはり読んで置こうと買い求め、一連の学習の付録的に読んだのですが、いろいろ収穫がありました。

タイトルにあるように三つの文から構成されています。前の二つが古沢友吉さんの文。最後が平井潔さんの文です。いずれも、ベタベタのマルクス・レーニン主義者(註1)の文です。

「マルクス夫人」——イエニー

兄弟の関係で2人は幼なじみで、長年結婚を誓い合っていた中です。何か恋愛ドラマになるような2人の人生です。これはイエニーや家族を、家族的にいたひとたちを描くことによってマルクスを描くという構図にもなっています。「家族的にいたひとたち」には、エンゲルスの存在があります。エンゲルスとマルクスの関係が描かれています。エンゲルスは、そもそも当初は互いに刺激し合っていて、エンゲルスが先行していた面もあったのですが(註2)、後にはマルクスが論的深化を担い、エンゲルスが編集や分かりやすい解説者の役割を担っていく分業のようなことが出ていて、後期エンゲルスと後期マルクスの食い違いのようなことの指摘も出ています。このあたりのことは、マルクス・レーニン主義者である著者には望むべきもないのですが、触れられていません。

マルクスにはいろいろ批判がなされています。たいがいは反共産主義的な誹謗中傷なのですが、マルクスと一緒に活動していたひとと次々に仲違いして決別していったということをマルクスの性格問題として批判している事があるのですが、そもそも左派にとって、思想の違いが析出していけば決別していくことは常道で、むしろそんな批判をしているひ

とが思想ということの意味が分からないひとなのです。ただ、この本の中で指摘されているのは、エンゲルスの連れ合いが亡くなったときにエンゲルスの気持ちを察しないで、お金のなしをして、エンゲルスとの軋轢が生じたという話が出ています。わたしはこの話、「瀕すれば窮する」ということで、家庭生活をもってからのマルクスの生涯は、困窮の生活で、エンゲルスがその生活を援助するという面もあったところで、そこで、貧困の中でプロレタリアートのことをつかんでいったという面もあるのかもしれませんが。

一方、エンゲルスがアイルランド人の連れ合いとの籍を入れなかったとか、遺骨を海に流すようにと遺言を残したとか、「自由人」としての魅力を感じさせるひとのようだったようです。

マルクスの子どもは、男二人、女四人で、男の子はみんな早死にし、女性も一人が早死し、二人が自死、ひとりマルクスより早く死んでいます。

さて、マルクスには、もうひとり男の子どもがいたという話があります。それはイエニーが結婚するときに、母親がつけた「家政婦」のヘレーネ・デムートとマルクスの間に生まれた男性。里子に出されたようなのですが、マルクスを巡るスキャンダルとして出てきます。東南アジアの中産階級で、共働き家庭に「家政婦」がいるという話があるのですが、ローザ・ルクセンブルクも「家政婦」がいた話は有名なのですが、そういう中で、活動に専念できた、イエニーもマルクスの秘書的なことや、それからかなりマルクスの周りのひとたちへの働きかけに大きな役割をはたしたことがあったようです。ただ、プロレタリア革命理論を展開していたひとの家で家事労働者を使っているということに違和を感じるのはわたしだけでしょうか？

「ローザ・ルクセンブルク」

この文を書いたひとは、ローザの感性の鋭さという性格的なことは、すごく評価しているのですが、理論的なことは、まさにマルクス・レーニン主義のローザ批判の教科書のようなところから批判しています。ローザとヨギヘスの関係も押さえていないし、ローザの理論の現在の意味も、わたしはとらえ返そうとしていたし、それなりにやってきたのですが、そのあたりは著者は真逆の評価になっています。これまでの読書メモで、書いてきたことなのですが、改めて別稿でまとめてみようと思っています。

「レーニン夫人」——クループスカヤ

この文は、「レーニン夫人」となっているのですが、レーニンの評伝のようなことが主になってしまっています。レーニンはカリスマ的にとらえがちですが、この文では、むしろ民衆の中に分け入って権威的ではない対話するレーニンを描いています。スターリンのレーニン評価の文も出て来ますが、スターリン的なとらえ方には、まさにスターリン的な偏向でのレーニン伝になっていると感じているのですが、この著者にはそもそもスターリン批判がないようなのです。レーニンが二月革命の後に封印列車でロシアに帰った話も、曖昧にしてきちんと書いていない等、どうもスターリン的なごまかしの手法をとっています。レーニンがスターリンに仕掛けた最後の闘争は、スターリンがクループスカヤをこけにするようなことをしたところで、レーニンがスターリンの性格を見切ったというようなところから発しているという話があるのですが、このあたりレーニンとクループスカヤとの一体感のようなことで取り上げることなのですが、まだ時代的にスターリン批判が広がって

いない時代で、スターリン批判がない著者にはそんな押さえもありません。勿論、レーニン批判は何も出てきません。

クループスカヤは、教育の問題に特化した形で、活動していて、レーニンへの影響や対話もあったようです。

さて、ローザの場合には、ローザとヨギヘスとの関係は逆バージョンで、ローザが前面に出ていて、それでも性差別的なところに曝され続けた歴史があります。一方で、イエニーもクループスカヤも「〇〇夫人」とされ、「内助の功」とか「助手」「秘書」的存在とされるような存在を、フェミニズム的にどうとらえるのかというところで、スポットを当てて読み解きたいという思いがありました。そもそも「〇〇夫人」とかいうタイトルを付けてしまうところで、やはり期待外れだったのですが。でも、それなりに、スポットが当てようとしているところで、もう一段、フェミニストサイドからの論攷が出てくることを期待するしかないとも思っています。

(註)

1 マルクス・レーニン主義というのは、ほぼスターリン主義と重なるのです。スターリンとレーニンを切断しようということもあるのですが、レーニンがスターリンを生み出したという側面は否みようもないのです。これについては、すでにいろいろ書いています。

2 二人の共同作業の『ドイツ・イデオロギー』はエンゲルスの文にマルクスがコメントし、さらに対話していくという形式で進められています。また、経済学の学習の必要性を提起したのはエンゲルスだと言われています。

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 062

・アンドリュウ・レヴィタス監督「MINAMAT——ミナマタ——」2020

日本で2021年に公開された映画、ビデオオンデマンドで観ました。

水俣病を世界に知らしめた写真家のユージン・スミスさん、闘いの中でスミスさんと結婚した(註)アイリーンさんと水俣病の患者さんの闘いを描いた映画です。ユージン・スミスさんを演じた俳優のジョニー・デップさんが制作にも関わったということで話題を集めていました。

水俣病は、有機水銀を含んだ排水で魚を汚染し、食物連鎖で、それを食べた猫が「踊る」などなどが出て、早くからひとにも被害が出ていたのに、海水で薄められるから大丈夫とあって、御用学者たちが会社の擁護をし、会社の工場の労働者がピケを張り暴行をするなどの、典型的な企業の悪を露呈した「公害」問題でした。

わたしはこの時代を生きていました。丁度教育学園闘争がもりあがっていて、しかも、わたしは応用化学を専攻しようとして大学に入り、まさにこの問題で、「加害者側になるのか」、ということ突きつけられていました。そして、わたしの大学には公害研があり、この映画にも出てくる「怨」の文字を記したのぼり旗の「水俣病を告発する会」があり、この映画で描かれている自主交渉グループの東京本社への実力闘争の取り組みに、その会の

提起で支援で参画しました。ちょうど真冬で、会社の中で座り込んで、夜になって毛布が一枚ずつ配られ、それに身をくるんで寝ようとしていた時に、会社が交渉に応じると約束したということで、ビルを出て深夜喫茶で夜を明かしました。

わたしは、専門の授業には一番前に座って熱心にノートを取り、授業を休んだ同級生がノートを借りに来るといふ生徒だったのですが、そもそも教育学園闘争の中で、自己否定の論理が出ていて、すでに卒業して抑圧的な立場に立つこと自体を否定する方向に向いていたので、この闘争の支援で、入学当時自分が専攻しようとしていた自然科学の道を捨てました。そして、集めていた参考書の類いを後輩に全部安く譲りました。今になって思えば、そしてもう少し時代がずれば、科学批判の学に進める可能性もあったかも知れないとは思ったりしています。

さて、この映画で話題になっていたことがあります。それは、ユージン・スミスさんの写真は一般的に、水俣病の「悲惨さ」を訴える写真ということで広まったのですが、その「悲惨さ」を訴えることが障害差別的なことになりかねないという批判がでていたことです。

実は、この映画のなかで、ユージン・スミスさんが生活の中での写真を撮らせて欲しいと提起し、手を挙げてくれたひとの家族の写真を撮っていくのですが、その「水俣」で一番有名な写真、母が「胎児性水俣病患者・障害者」との入浴シーンの写真を取るシーンがあります。ユージンさんが暴行を受けて包帯をまいたまだよく動かない手で、アイリーンさんの手助けの中で写真を撮るシーンがあります。その時、ジョニー・デップさん演じるユージンさんが「美しい」とおもわずつぶやくのです。

さて、わたしがこの写真を最初にみたときには、「美しい」という心境ではあり得ませんでした。わたしは「吃音者」で「吃音」や「言語障害」があるCP者が喋っているときに、眼を伏せていました。「吃音者」として視線恐怖にも陥っていました。わたし自身が、「吃音者宣言＝障害者宣言」をなしたのは、それから10余年後です。そして、「障害者」をさまざまな場面で「美しい」と感じるようになっていきます。ユージン・スミスさんの水俣の写真も「美しい」のです。

実は、これはずっと「公害問題」と「障害者運動」の対立の構造といわれていることにも通じていきます。公害問題で会社を告発するとき、「悲惨さ」を訴えかけるとき、それが障害差別になっていくという矛盾が指摘されています。このことを解決する鍵のひとつが「美しい」なのです。

実は、それを「悲惨」とだけとらえるのは、受けとる側の差別的な美意識なのです。こんなことを書くと、「悲惨でないならなぜ補償を求めるのか」という話がでてくるのですが、それはそれまでやっていた仕事ができなくなる生活が保障されないと生きられない、介助が十全に得られないと生きられない状態に会社・国にさせられたからです。また受けたショックから立ち直るために必要なのです。

補償を受けると、今の社会のゲゼルシャフト(利害社会)的地域からねたみ差別のようなことが起きてきます。これは、実は社会変革志向の「障害者運動」が突き出している「すべてのひとに基本生活保障を」ということで解決していくことなのです。もっとも社会変革志向の「障害者運動」自体が危うくなっています。まだ理論的な整理もなされていない情

況があります。わたしはその一翼を担っていきたくないと動いています。そのようなわたしの、ひとつのきっかけでもあった「水俣」を改めてわたしの中で確認できた貴重な映画でした。

(註)

次のメモのドキュメンタリー映像では、アメリカで結婚して日本にきたとなっています。

たわしの映像鑑賞メモ 063

・NHKE TV特集「写真は小さな声である～ユージン・スミスの水俣～」2021.10.31

これは062で取り上げた映画「MINAMAT——ミナマタ——」が日本公開されるのに合わせるかのように、「たわしの映像鑑賞メモ031／・NHKBS1「ユージン・スミスの戦争」2019.8.6 0:45-1:35」に書いたドキュメンタリーとセットにして、BS1で再放送された映像です。今回取り上げている映像は、ユージン・スミス没後40年の2018年11月に放送された番組の再放送なのです。

031のドキュメンタリーで、戦場写真家であったユージン・スミスさんが、戦闘場面から離れて兵士の日常や、避難したり収用された子どもたちの写真を撮っていたように、ユージン・スミスさんは、水俣で三年間にわたり、生活を共にしながら、患者さんたちや、近代化の中で失われていく日本の原風景を撮っていたのです。撮ることに悩みながら。ユージン・スミスさんは写真を撮ることによって患者さんや家族を傷つけているのでは？と撮ることを恐れながら、自問を続けていました。写真を撮る上で二つの責任をとらえていたようです。ひとつは、被写体への責任、もうひとつは、写真を目にするひとへの責任です。

前の(062の)鑑賞メモで書いた、美の話に繋がるのですが、ユージンが「わたしの知るもっとも美しいひとりだ」という少女の写真を1000枚くらい撮りながら、2枚だけ写真集に入れたのですが、それでも全部失敗作だとしています。生きることを壊されている「声なき叫びを撮れていない」と言っていたのです。彼の写真のテーマは「人間として人間らしく生きれているか」ということのようなのです。

あの有名になった「入浴する智子と母」の写真、家族から、展示や掲載をしないで欲しいと言われ長く封印していたのを、このドキュメンタリーや「MINAMAT——ミナマタ——」の映画で解いて使ったようです。

ユージン・スミスさんは72年1月にチッソの社員から暴行を受けた傷や沖縄戦での負傷の傷もあって、3年で水俣を去らねばならなくなり、78年に亡くなっています。三年間で50人の患者さんの写真を撮ったとのこと。このドキュメンタリーの中で、何人かの患者さんの昔の写真や、今現在の様子や発言を描いています。智子さんは21歳で亡くなり、「胎児性患者」のひとつも殆ど亡くなった」との話もありました。また、いろんな関係したひとたちも出ていて、連れ合いのアイリーンさんも出ていて、ユージンさんのことや思い出を語っています。

このドキュメンタリーの最後のナレーションと字幕で写真集の最後の文を流していました。

「写真集はせいぜい小さな声にすぎない／しかし、ときたまほんとのときたま／1枚の写

真がわれわれの意識を／呼び覚ますことができる／写真はちいさな声だ／私の生活の重要な声である／私は写真を信じている／写真はときにものを言う／それが私そしてアイリーンが水俣で写真をとる理由である」

『反障害原論』への補説的断章(36)

「吃音者」差別をとらえ返す

はじめに

わたしの抱えさせられていた一番大きい矛盾のようなことは「吃音者」として立場——「吃音者」差別でした。でも、実際に「吃音者」として活動をはじめたのは、30も半ば過ぎになっていました。やっと、「吃音者宣言＝障害者宣言」を出し得てからのことでした。そこで、団体として「吃音者宣言」を出している当事者団体と連絡を取り会員になりました。ですが、その「吃音者宣言」は「障害者宣言」ではなかったし、「障害者運動」の出発点にも立っていませんでした。で、会の中の事務的なことを担い、例会の受け付け、お茶出しなどをしながら、ひたすら、皆の話を聞いていました。いろんなことをやりましたが、最後には「文化を語れない」と自称していたわたしが、感性豊かなひとたちと出逢いの中で同人誌づくりにまで手を出していました。結局、一緒に運動的に開いていきそうなひととは出会えず、「障害者運動」を盛り上げることによって、そこから「吃音者」にも返していこうと会を飛び出し、「障害者運動」に参画していきました。

さて、その中で、さまざまな「障害者」との出逢いがあったし、他の差別や政治とも関係していくので、さまざまなひととの出逢いがあったのですが、さまざまな「吃音者」差別と出くわせてきました。この文章を今書くに至ったのは、かなり活発に活動しているというより、ある団体でリーダーシップをとっているらしい「障害者」から「吃音者は障害者ではない」という言葉を投げかけられたからです。そのようなことは以前から繰り返し出ていて、そもそも、「吃音者」とは何かということが、ほとんど、他の「障害者」や非「障害者」には理解されていないのです。だから、「吃音者＝障害者」宣言を出すことが必要になったし（註1 わたしの「吃音者宣言」）、障害規定に関わる文を書き続けているのです。そのようなことの一環として、このタイトルで文を書こうとしているのです。わたしは、すでに、「吃音ー吃音者とは？」ノート」を書いています（註2 「吃音ー吃音者とは？」ノート」）。そこでは、認識論的に掘り下げた論攷を展開しています。参照してください。この論攷は「吃音」差別とは何か、ということに焦点を当てた平易版としての試みです。

「吃音」とは何か

さて、わたしのこれまでの主張を知っているひとは、医学モデル的なことで「吃音」の説明をすると矛盾していると指摘されるかもしれません。しかし、運動的には「障害の社会モデル」や関係モデルを突き出しているのですが、差別されるときには医学モデルで差別されます。ここでは差別とは何かということを書いていくので、簡単に医学モデル的な「吃音」の押さえを、わたしサイドすなわち、関係モデルとして突き出している立場から

のとらえ返しも含んで、提起してみます。

「吃音」とは、「言語の流暢性をめぐる障害」とされています。「言語障害辞典」で、「吃音」を外す学者はいません。ですが、国の福祉政策で「吃音」は「障害認定」されて来ませんでした。それは、「吃音は治ることがあるから、病気と同じ扱い」というような話です。そもそも、幼児期に80%の子どもが「吃音」を経験し、その内の多くが幼児期に自然に消え、大人になって「吃音者」と規定されるひとは人口の約1%だと言われています。

さて、障害規定がいろいろ変遷する中で、「障害の社会モデル」という考えが出て来ました。それ以前にも国連の機関であるWHO（世界保健機構）の障害規定ICIDH(国際障害分類)で、「社会的不利」handicapという概念があり、その概念でいえば、「吃音者」と規定されることは不利益であり、それで、差別されていると押さえられるので、「吃音者」は「障害者」なのです。しかし、そもそもICIDHは因果論的世界観のなかにあり、impairment（機能障害）があるからdisability（能力障害）があり、disabilityがあるからhandicap（社会的不利）があるという、結局、身体的差異があるから差別があるという、ひとの自然的差異に根ざしたことで、運命論的な、解決できない、自己責任論（親の責任論）的なこととしてあるというとらえ方がされていました。そのことを反転させる「障害の社会モデル」が出てきました。「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」（註3 イギリス障害学の障害規定）と文字化されます。

さて、「吃音」は、二つの言語規範に反するとして差別されるのです。ひとつは、「ひとは音声言語でコミュニケーションをとるべきだ」と、もうひとつは、「一定の流暢性をもってコミュニケーションをとるべきだ」ということです。これは現在社会の標準的人間像（註4 「標準的人間像」）に根ざした、「べき」論です。

さて、現在的には「社会モデル」が出てくる中で、障害認定が幅広くなっています。たとえば、病気に引き寄せられていた「内部障害」とか、難病と規定されるひとたちへの「障害」認定が進み、原因のはっきりしない「発達障害」の認定が出てきました（註5 ICID10）。

そして、実は、吃音も「発達障害」のひとつだということで、障害認定されるケースも出て来ている様です。これは、そもそも意味不明の規定です。「発達障害」という規定自体が混乱のなかにあるのです。「自閉症スペクトラム」、「広汎性発達障害」、「アスペルガー症候群」とかの分類が出てきています。そのような中で、そもそも「注意欠陥多動性障害」ADHDと言われることは、それらの分類のひとつなのか、それとも「症候」なのかという議論が出ています。たとえば「片づけられない症候群」というのは、少なくとも分類のひとつではなく、「注意欠陥多動性障害」の「症候」のひとつか、「注意欠陥多動性障害」のひとに多く見られる、すなわち併行的な「症候」と見られているようです。さて、問題は国際疾病分類（ICD10）の「発達障害」の項目に細分類と「症候」とを区別的分析しないまま、併列的に並べていて、その中に「吃音」ということが書かれているという指摘が出ています。それを日本の役人が、障害規定をちゃんとなしえないままに、福祉から抜け落ちるひとを救済するという意味で、「発達障害」の枠組みに入れたのです。そもそも、それまでの「言語障害」規定自体に「社会モデル」を加味すれば、そして「発達障害」でも手帳の有無に関わらず福祉を受けられるとしたのですから、それは他の「障害者」にも

拡大されることで、またさまざまな「内部障害」や「難病者」が「障害」認定されているのに、どうして「吃音」が「言語障害」認定されないのか分かりません。

もうひとつの問題があります。それは、「吃音」を「発達障害」規定していくには、「吃音学習説」を否定しなければいけません。学習説というのは、「吃音者とは吃音的話行為を習得した者である」という規定です。昔は、方言の中で育ったひとが、なかなかその方言から抜け出せないで困ったという話がありました。今はテレビなどで自然に「標準語」を聞いて育つので、そのようなことが少なくなりましたが、東京生まれの東京育ちのひとが、「ひと」を「しと」と発音していることもあります。いわゆる江戸弁です。放言の話を書きましたが、それは「中央——地方」ということ、そして産業構造の中で地方における第一次産業とのリンクの中における職業差別という問題です。それらと違って、「吃音者」は「障害者」差別を受けるのです（さて、以下「学習説」を最も深化させたわたしが押さえている矢野理論（註6 矢野理論）を援用して論攷を進めます）。もうひとつの「吃音」独特の問題があるのです。それは「吃音の高次化」という問題です（註7 「吃音」の高次化）。「吃音」と言ってもさまざまです。「吃音者」の中には緊張すると「吃音が出ない」というひとがいます。ですが、多くの成人「吃音者」は、「吃音の高次化」として「食べるまいとして食べる」という難発性の「吃音」にとらわれます。最初の一次性的「吃音」は、「吃音」を話行為の切断としてとらえるひとが多いのですが、むしろ次の音につなげるために、それが出てこないときに、同じ音を繰り返すという「連発性の吃音」として現れます。それに対するサンクションが起きます。そして、「吃ってはいけない」という意識を内化させます。そこから吃音の高次化が起き、「吃ってはいけないとして食べる」という蟻地獄や底なし沼におちてあがくような行為を生み出します。わたしは、二つの言語規範を問題にし、なぜ「音声言語で意思をつたえなければならないのか」「吃ってはいけないのか」という問いかけをしています（註8 「障害はないにこしたことがないのか」について）。

さて、この学習説の根拠に、自らも「吃音者」であった、ヴァンライパーの「吃音」に対する「対処法」のひとつとして、「随意吃」ということがあります。自分で任意に「食べる」ことによって、言葉を出やすくする方法です（註9 吃音の回避行動・回避法）。また、「吃音者」として規定されていないひとでも、誰でも、随意に「食べる」ことができるのです。また、「裸の大将」という映画で「吃音者」でもあった山下清役を演じた小林桂樹さんが、劇中「吃音」をまねていたら、その「吃音的話行為」から離脱するのに苦労したとかいう話もあります。

さて、最初に書いたように、社会一般に「吃音」に対する否定性があります。それをどうするのかということが、とりあえず「障害の社会モデル」や関係モデルに沿った運動を進めようとするわたしの立場です（註10 障害の関係モデル）。

「吃音者」へ投げかけられる差別的言動

さてここから本題に入ります。

(イ) 直接的差別——「吃音」に対する直接的否定的反応

・「笑い」

「吃音者」の受けるもっともわかりやすい例は、「吃音」に対する「笑い」です。「笑い」

ということは、かなり大きなサンクションを機能させます。わたしはわたしの「吃音」で直接的に笑われた記憶はありません。ただ、他の「吃音者」の「吃音」に笑いが起きることがありました。それが、「障害者」関係の会議の場だったので、えらくショックを受けた記憶があります。「吃音」ということを全く知らないで、単なる失敗に対する笑いだった可能性もあるのですが（ひとの失敗を笑うということ自体も問題ですが）、また「吃音」は漫才などの「笑い」を誘うネタにされてきました。三遊亭歌奴という落語家が「吃音」を売りにして、テレビにも出ていました。そして、太宰治が、小説「道化の華」で、自らのコンプレックスを隠すために、道化を演じる主人公を描きました。コンプレックスへ侮蔑的に笑われるのを、道化を演じることで、道化への笑いに昇華させる試みを描いた小説でした。高校の時のクラスメイトの「吃音者」がかなり巧くこの試みをやっていました。生真面目なわたしにはこの手法をとれません。太宰治の「道化の華」の主人公も道化を演じることに失敗しています。

・色々な否定的反応

さて、さまざまな「吃音」に対する否定的反応があります。言葉としては、「落ち着いてしゃべりなさい」という反応があります。これは、そもそも「吃音」が起きるメカニズムを理解しないところから起きてきているのですが、「吃音」に対する否定性の表明にすぎません。多くの「吃音者」にとって、このような言は、「吃っていけない」という意識を内化させます。言葉だけではありません。たとえば、親が子どもの「吃音」で、子どもの将来を気にして、顔を曇らせる、眉間にしわを寄せる、ということさえ、子どもに「吃ってはいけない」という意識を植え付け（内化し）、多くの場合子どもの「吃音の高次化」をもたらします。眉の上げ下げなど（註 11 手話の文法としての「非手指表現」NMM）が、「吃音」の否定性を内化させるのです（註 12 ジョンソンの診断起因説）。逆に言うと、何が「吃音者」に対する差別かということ言えば、総体的相対的に「吃音の高次化」が起きている処に「吃音差別」があると言いえると思います。「吃音者」の自死や、親が「吃音児」の将来を悲観して殺したということも出ています。

・「ちゃんとしゃべりなさい」

わたしがそれなりにショックを受けたことがあります。「障害者」関係裁判の支援活動をしているときに、わたしの「吃音」に、「ちゃんとしゃべりなさい」と言われたことがあります。わたしは、その場が差別をそれなりに問題にしているという意識があったので、ショックでした。そもそも「吃音」のことを全くかほとんどか知らない可能性があるのですが、たとえば、「下肢障害者」や車いす使用者に、「ちゃんと歩きなさい」ということを言うのは差別主義者として非難されます。この時に、不断から付き合いのある周りのひとが、わたしが障害問題を抱え込まされているということを指摘してくれました。わたしも説明しました。それでも、「何で自分が非難されなくてはいけないのだ」という、差別ということが全く判らないような対応をしていました。そのひとは、そもそも差別問題をきちんと押さえていないと周りから浮いているひとだったのですが。

「吃音者」はさまざまな差別に曝されます。たとえば、「舌を出してみて」といわれて、何のことかとやってみせると、「舌が短いかと思ったけれど、変わりないね」とか言われたわたし自身の経験があります。これも、まぎれもなく差別です。

(ロ) 倫理的沈黙

さて、「笑い」の話を書きましたが、時には「笑い」よりも厳しい差別があります。それは、場に「吃音の否定性」があるのに、それを表出してはいけないというところで、起きる倫理的沈黙です。前述した道化——ピエロを演じることによって、差別的笑いを昇華させるという手法も、まさにこのことから来ているのです。金鶴泳『凍える口』という小説があります。「吃音」と「在日」と家父長制的DV被害という三つの差別を背負わされた主人公が自死する話ですが、「凍える」のは口だけでなく、「吃音」に接したときに、まさにその場が凍えるような倫理的沈黙があるのです。そのような中で、「吃音者」の多くは、視線恐怖のようなことも内化されるのです。倫理というのは、イデオロギーを規定している土台からの変革ということを捨てて、差別＝差別意識というところで立てられているとして、わたしは倫理主義批判をしてきました。

(ハ) 性格問題へのすりかえ

さて、「吃音」を言語のコントロールができない性格問題として非難するひとがいます。これは、たとえば肥満などの体質の問題を性格の問題とする自己責任論とつながっているのです。そもそも、「吃音のパーソナリティ起因論」ということがあります。ある種の性格のひとが「吃音者」になりやすいから、性格を変えることによって、「吃音」をなくす、改善を図ろうとかいう話です。これ自体偏見に過ぎないと反論されているようです。これは因果論的世界観から来ているのですが、そのことの批判はまずさておき、そもそも因果論的世界観に乗っても原因と結果を逆転させているのです。「吃音者」によく見られる性格とは、差別のなかで形成された性格なのです。そして、そのような因果論自体が批判されることです（註13 因果論批判）。

(ニ) 努力の強要——努力の非対称性

「吃音者」は長く「吃音の克服」を強いられてきました（註14 他の「障害者」や被差別者への同化という差別）。そこから、転換を図ろうとしたのは、吃音者の当事者団体が出した「吃音者」宣言（註15 「吃音者宣言」）です。ですが、その中にあった社会変革志向を封印したために、結局「気持ちを切り替える」という意識性の問題にしてしまったのです。誤解のないように書いておきますが、「吃音者」が陥っている、負のスパイラルのようなことから脱するための「気持ちの切り替え」を全否定しているわけではないのです。現実にある「吃音者」差別に対処しないで、「気持ちの切り替え」で解決し得るような幻想や一部マインドコントロールのような方針を出すのはおかしいとして批判しているのです。そのような道は、これまで「吃音の克服」を強いられてきたことから、今度は「気持ちの切り替え」を強えられるということに転換しただけになっています。これは性格問題や非対称的に努力を強えられることに通じています。それは、吃らないで話したときの「やればできるじゃないの」という正の評価やはげますが、「吃音の否定性」につながり、そこから「吃音」の高次化をもたらすことにも現れています。

(ホ) 回避行動への非難

さて、わたしは「吃音の否定性」の否定を理論的に一応押さえたのですが、それでも、現実に差別があるところで、また長い経験から作られた深層心理からする「吃音の否定性」から抜け出し得ません。そういう中で、現実に適応することを強られる中で、さまざま

な音を出していく手法を自覚的無自覚的になしています。また、吃音の回避行動をとりま
す（註9 「吃音」の回避行動・回避法）。それを、知らないで非難するひとがいるので
すが、なぜ、そのようなことをするのかというと、回避行動というのはその場に「吃音」
差別があるからやらざるを得ないのです。回避行動というのは、現実的対処法です。「吃音
者」の中にも、「何故回避行動を取るのか、堂々と吃りながら話せばいい」と言うひとが
います。ですが、たぶん周りとのコミュニケーションがとれなくなります。わたしはむしろ「回
避行動をとるな」ではなく、「回避行動をとらしめる「吃音者」差別をなくす」ということ
が先決要件か同時並行的な運動が必要なのです。そんなことなしに、「回避行動を取るな」
というのは、差別をないことにする差別なのです。

（へ）差別をないことにする差別

さて、「吃音者」差別等ないかのようにして、融和的な発言が出て来ます。この「融和」
ということは差別の一形態なのです（註16 差別形態論）。差別があるのに、それをなかつ
たかのようにするというのは、これまでに、そして現実にある差別のなかで、作られた関
係の中で生きて来てしまっている、生きざるをえなかったことを、「吃音者」が現実に抱え
込まされてきた苦悩を無視されることです。その苦悩はどうやってリセット出来るのでし
ょうか？ そのことは、時として前述したように被差別者の性格問題にしようとするので
しょうが、そこには相作性があります。それでも、あえて因果論にのってしまえば、その
性格を作ったのは差別なのです。「本末転倒」なのです。他の「障害者」と意見が対立した
ときに、「あなたは障害者ではない」と言われることがあるのですが、それは、一種の存在
の否定という差別なのです。

マージナルパーソンの苦悩

さて、「吃音者」のみならず、いわゆる「軽い障害」といわれること、とらえにくい「障
害」とされる場合、それを差別としてとらえることに有効性のあることとして、マージナ
ルパーソン論（註17 マージナルパーソン論・心理的マージナリティ）があります。わた
しがこの論を最初に見たのは、デッキー＝クラーク『差別社会の前衛—マージナリティ理
論の研究』新泉社1973という本でした。これは、南アフリカのアパルトヘイト下の「カラ
ード」と呼ばれる「白人」と「有色人種」との間に生まれた子どものマージナリティ研究
です。マージナリティというのは「境界性」とか「周縁性」とか訳されます。どっちつか
ずの立場といういい方がされますが、「カラード」ははっきり差別される側です。ですが、
見た目「白人」として通る（その場の差別からパス可能である）ひとは、アパルトヘイ
ト下で、トイレやバスが分離されている中で、「白人」用の施設が使えるのです。それで、
何がもたらされるのかというと、自分の「立場や価値観」（準拠枠）をより差別者側におき、
自分の被差別の立場を隠そうという事が生まれます。

心理的に「どっちつかず」ということで、童話の哺乳類なのか鳥類なのか、どっちつか
ずという「こうもり」の例に譬える話が、「発達障害者」や「吃音者」の中で出ています。
また「中途失聴者」「難聴者」も同じような心理的マージナリティに陥ります。「自分は何
者なのか？ どこへ行くのか？」という自問の中で葛藤に陥るのです。

「吃音者」は、話さないと「吃音」はでません。また、話してみないと「吃音」がでるか、
どの程度出るか分からないということもあります。で、「吃音者」としてパスしようという

心理が働きます。その上に、「吃音者」がさらされてきた「どもりは治る」（註18 「どもりは治る」）という幻想へのとらわれが、それを倍加させます。それゆえに、「吃音者」は「障害者」団体としての出発を遅らせてきたのです（註19 「出発を遅らせてきた」）。

これは、いわゆる「重度障害者」と「軽度障害者」の受ける差別の違いということで、問題の所在を押さえられます。これをわたしは差別形態論として押さえました（註16 差別形態論）。いろんな分析概念を出していますが、大きく分けて、排除型の差別と抑圧型の差別があり、「重度障害者」は、総体的相対的に排除型の差別をより多く受け、「軽度障害者」は、総体的相対的に抑圧型の差別をより多く受けます。そこで、「重度障害者」は比較的開き直って「障害者運動」に早く参画しやすく、「軽度障害者」は、自らを「障害者」として突き出すことの困難性を抱え込まされています。その心理を心理的マージナリティとして押さえています。

「吃音者」にいろいろ提起してくれる「障害者」や非「障害者」がいます。たとえば、「声が出ないなら、メモを渡せばいい（筆談すればいい）」「手話を学んで、手話でコミュニケーションをとるという方法がある」。確かに、そうなのです。わたしもそのようなことを言っているし、書いています。手話も学んでいます。でも、それは「吃音者」がなぜ、話すことにこだわるのかというと、心理的マージナリティを押さえた上での提起が必要です。そこに冒頭に書いた言語規範があり、標準的人間像として、音声言語で話せという抑圧型の差別があるのです。それで、筆談・手話という方法をとると、排除型の差別をより多く受ける可能性がでてくるのです。

マージナルパーソンの苦悩から脱するにはどうすればよいか、「障害者」の立場をはっきり確立し、障害差別をなくす運動に参画していくことです。それでも、現実には差別があるし、深層心理的なとらわれから脱していくことに困難性があります。それは、差別構造そのものを解体していくこと、社会を変えることのなかに展望を見出していくことしかありえません。

「社会モデル」からのとらえ返し

さて、「吃音者」が「障害者」団体としての出発を遅らせてきたことには、もうひとつ、総体的に障害規定自体がきちんとなされてこなかったことがあります。このはなしをし出すと、それ自体が膨大になります。これについては、わたしの本やホームページ（註2）を参照してください。

ここで、押さえて置かねばならないのは、国連から出されている「障害者権利条約」やそれに伴う日本の法改正を「障害の社会モデル」に基づく「改正」としてとらえて、しかも日本の場合、その不徹底というところで、「障害者権利条約」をベースに運動を進めよう、その適用の不徹底を解消しようということが、今の日本の「障害者運動」の大きな流れになっていることです。「障害者権利条約」の障害モデルは、社会的観点を入れたというだけで、大枠医学モデルの枠を脱し得ていないのです。そもそも、イギリス発の「社会モデル」というのは、「社会を根本的に変えよう」という内容をもっています。資本主義体制の維持・擁護の機関である国連関係で、そんな概念が適用されるわけがないのです。もしあるとしたら、資本主義の終わりの始まりの刻印だと言えます。

さて、この文を書いているきっかけの話をしましたが、そのひとが「土壌」を形成して

いる責任のような話をしていました。自分たちの被差別の被害が起きているときに、その土壌を形成している（わたしの）責任という話です。これは、「社会モデル」的な考えなのです。社会を構成している責任です。もうひとつ、その責任において、その矛盾——問題を解決しようとしているときに、それが力及ばず大問題を引き起こしてしまった責任ということもあります。たとえば、フクシマ原発事故が起きたとき、原発推進の「安全神話」をふりまいていた御用学者が何の反省もなく、「想定外」とかいうことで言い逃れをしていたとき、原子力研究者で反原発の論陣を張っていたひとが、事故を止められなかった責任ということで涙していました。運動を担うひとには、運動を進める上での責任、そして問題を未だ解決し得ていないというところでの責任という考えが必要です。

「障害の社会モデル」は、いろいろ転用しえます。犯罪の社会モデル、貧困の社会モデル、自死の社会モデル、原発事故の社会モデル、・・・・・・そういった総体的な関係総体的なとらえ返しが必要になっているのだと考えています。

まとめ

さて、この文をきっかけの話を最初に書いています。

自分たちへの差別を問題にするけれど、他者の受ける差別はとらえ返さない、ということとは運動として分断の構造に曝されていくことは言うまでもありませんが、そもそもそのような「運動」は運動としては機能しなくなります。そして、それはわたしは差別されるのはいやだ、差別する側になりたいということに陥るおそれさえあります。それは、時にはファシズム的なエネルギーにさえなりえますし、ファシズム的なエネルギーに飲み込まれます。

そもそも、自分たちの主張がちゃんと届いていないという反省も含めて、文にしました。

言うまでもなく、これはわたしの理論的押さえで、それが「吃音者」や「吃音学」の研究者の間で共有化されている議論ではありません。ただ、そもそも差別という観点から「吃音」問題を論じるひとがいないのです。そこから論究していくと出てくる一つの理論として押さえてください。

(註)

1 わたしの「吃音者宣言」

(註2) の 36P ここでは、「新「吃音者宣言」」としています。わたしは「吃音者宣言」を幾種類か買っています。最初に書いた「吃音者宣言」は、「吃音者宣言（障害者宣言）」でした。

2 「「吃音ー吃音者とは？」ノート」

「反障害——反差別研究会」のホームページ <http://www.taica.info/ststpnote-3.pdf>

「立命館大学生存学研究所」のHP <http://www.arsvi.com/2010/20041021mh.pdf>

3 イギリス障害学の障害規定

この規定は、イギリス障害学でいろんな形で出ている規定と訳をわたしが要約したのですが、わたしはこれは抑圧型の差別を抜け落として、最後の「障壁である」というところを「障壁と抑圧である」と書き加えています。

4 「標準的人間像」

「標準的人間像」ということは、障害差別に関するキーワードです。今の社会——資本主義社会においては、ということがあり、そこからの変異で、労働力を価値づける、排除する、最低賃金制から除外した「福祉的労働」にするなどのようなことが生まれます。実は、「標準的人間像」ということは、マルクスの『資本論』に出てくる「標準的人間労働」概念とリンクしていて（その経済的なことを土台にしている）、まさに資本主義社会の解決できない問題——物象化の核ともいえるべきことで、これは反資本主義的な止揚によって、資本主義社会の転覆によって解決していくことなのだと、考えています。

5 ICD-10

これは、「発達障害者」で手帳を取得した「吃音者」で、「吃音者は発達障害者なので、発達障害者の団体に吃音者の当事者団体も加入して、運動を進めていこう」という方向で動いているひとから、紹介されたことです。WHOの「国際疾病分類 ICD-10」の中で、「発達障害」の項目の中に、「吃音」が入っているとして、厚生労働省の役人のひとで、「吃音」を「発達障害」の一つとして、「吃音者」にも「発達障害者」ということで手帳の申請をすれば受理される動きがあるということでした。で、そのときに紹介されたURLをあたると、確かに、「発達障害」の羅列的項目の中に「吃音」という文字がありました。今、実は、この文を探しているのですが、見つかりません。ICD-10 自体にあたっていると、そもそも「**F80-F89 心理的発達の障害**」の一連の項目とは別の「**F90-F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害**」「**F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害**」「**F98.5 吃音症**」として「吃音症」が乗っています。そもそも、「国際障害規定」やそこから発出したICFからでなく、なぜ「疾病分類」を使うのかという疑問も出てきます。また、「ADHD（注意欠陥多動性障害）」を「発達障害」の項目としてとらえるのか、それとも「症候」としてとらえるのかの議論も起きているようで、「吃音」を「発達障害」の項目としてとらえるのか「症候」としてとらえるのかの問題があります。そもそも、「発達障害」という概念自体があいまいです。今、出てきている「発達障害」概念は、前に「心理的」とかが付けられるようなことで、それを外すと、他の多く「障害者」は、「中途障害者」以外は「発達障害者」になってしまいます。また、これらは障害の医学モデルでの論考でしかありません。かつてあった「発達保障論」への批判も内容的に押さえる必要が出てきます。これ自体が「標準的人間像」の下での「べき」論になっているからです。その他、前述した事以外にも、「発達障害者」の運動が当事者性が「吃音者」の団体より希薄であること、そもそもあいまいな「発達障害」理念によって、あいまいな運動しか作れない事など、一体何をしようとしているのか、分からないのです。

6 矢野理論

わたしが「吃音者」の当事者団体で活動しているとき、役員のひとから矢野武貞さんとの応答を勧められました。矢野さんは『「吃音」の本質—話行為の構造と病理』弓立社 1975（以下『本質』と略します）の著者です。この本は、それまでの吃音理論に関する膨大な文献を読み込み、矢野理論ともいえるべきことを生み出した貴重な本です。矢野さんは「吃音」のメカニズムを解明しようとしたひとで、『本質』はひとつの完成した論攷です。その本を読んだときには、細密画を見た時の感激でした。直接会っていろいろ話しつつ、会の何人かのひとにオープンにした往復書簡での議論をしました。矢野理論にわたしが惹かれたのは、矢野理論が「他の「吃音」理論にはない、「吃音の否定性」から価値ニュートラルな論攷を進めていることでした。わたしが矢野理論の中で特に関心を懐いたのは、「吃音の言語規範からの逸脱」ということで、わたしの「吃音=障害の否定性」の否定というところでの共鳴だったのです。

わたしと矢野さんはやろうとしていることも関心事も違って、なかなか話はかみ合わなかったもので、往復書簡は平行線のまま終えてしまいました。ですが、わたしの論攷や他の「吃音者」との議論に矢野理論を使わせてもらいました。わたしの(註2)の最後に「(付録)」として書いた「吃音の素因論」批判—矢野「吃音」理論の意義の再確認と新しい展開のための一試論—もその試論のひとつです。

矢野さんは、その後インターネットの mixi を使った対話「矢野武貞の吃音談義<青空広場>」https://mixi.jp/view_community.pl?id=3774607&from=home_join で対話を試みたり、「吃音」関係の本を出された著者との対話の試みがあるのですが、矢野理論を活かし、自らの論形成に活かせる後継者を見出せずにいます。まだ連絡をとりあっているわたしは、つい最近になって、矢野さんのもっている「吃音」関係の知識や資料の膨大さ、裾の広がりを感じていて、それが喪失していくことの無念さを矢野さんと共有化し、そのあたりで、文を残すように薦めていたりします。「吃音」の研究、とりわけ「吃音」のメカニズムに関心をもったひとが出て来て、そのあたりの共同作業を進めるひとが出て来られないかという意味を込めて、このような文を書いています。残念なことにわたしは、そもそも「吃音」の因やメカニズムの解明は、そもそも捨てています。ひとつは、わたし自身の「吃音に対する対処法」として、「吃音のことは考えないことにする」という姿勢を中学のときに設定したからです。また、そもそも「吃音の否定性」の否定」というところで論を展開していったので、「吃音のメカニズム」を論的な関心としないとしたからです。今、学問は受難の時代です。矢野さんのような、基礎理論的探究心のような処での深化する研究や教育が、実学に押され成立しがたくなっています。大学の教員や研究者が、論的深化をなしえるような学的環境は、社会が変わらないと、なかなか難しいのかもしれませんが。

7 「吃音」の高次化

「吃音」の高次化は矢野理論の中ででてくることで、一般には「重度化」といういい方がされています。矢野さんは、価値ニュートラルなのです。わたしが矢野理論に惹かれたのはここにあったのです。

8 「障害はないにこしたことがないのか」について

障害学の世界では、「障害はないにこしたことがないのか」という問題提起が立岩障害学というべきところで、すでになされています。ただ、わたしは倫理主義として批判しているのですが、なぜ、一般に「障害はないにこしたことはない」という意識が圧倒的多数派になっているのかを、押さえようとしていません。これは、立岩障害学が「市場原理はなくなる」というところから出発しているからです。(註4)ともリンクしていきます。

9 「吃音」の回避行動・回避法

「吃音者」の回避行動の最も端的な例は、話さないことです。大学の時に、ほとんど友人付き合いをしないひとがいました。「吃音者」は他者の「吃音」にも敏感なのですが、わたしは彼が「吃音者」と知らないままでした。彼が、「吃音者」当事者団体の集まりに参加してきて、始めて彼が「吃音者」として知ったのです。このあたりは「引きこもり」の問題と通じていきます。

さて、とりあえず、回避行動をいくつかあげておきます。

・言い換え

「吃音者」のなかには、自分が「吃る」音を自覚しているひとがいます。また、そんなことを考えないまま、からだが知っている式に、出にくいことばを無自覚的に知っていて、比較的出やすい言葉を選んでいくということがあります（実は、わたしは手話を学んでいて、一般に技術的に進展しなかったのですが、意味をつかんで他の言葉で言い換えるということは比較的スムーズにやっていました。「吃音者」として自然に身につけた「言い換え」技術に関することだったのかもしれませんが）。またそれに類することで、「でにくい」と感じたときに、「あれ」「それ」というような指示語を使って付度を求めことがあります。大抵は通じなくて、結局「吃音的話行為」で出すか他の方法をとるのです。「あれ」「それ」では分からない」と責められるのですが、差別のあるところでの無自覚化したパスしようとする行為になっています。

・随伴行動

これをわたしが見たのは、太ももを叩きながらしゃべるという方法です。この方法はやっている内にだんだん効果がなくなっていくようです。シムコムという声をだしながら「手話単語」を表すということも随伴行動的意味ももっています。ただ、そもそもシムコム自体がマージナルな言語で、そこでの苦悩も生まれます。また、これも「随伴行動の効果消滅」のことから逃れ得ません。

・音を出す自覚的・無自覚的方法

これはさまざまに自覚的無自覚的に身につける方法です。たとえば、「ヴァンライパーの随意吃」を無音的にやる方法や、最近テレビによく出ているひとで、息を吸い込んでから吐くときに言葉を出すという方法をとるひとがいました。わたしの父も「吃音者」でしたが、腹の底から声を出すという方法で、口径をはっきり作って話していました。ただし、これでは、ぼそぼそと話すという手法がとれず、父とはかしこまって話した経験しかありません。田中角栄元首相がダミ声的に話すという方法などもそれです。戦争犯罪者は別にして、唯一有罪になった首相です。何かしらコミュニケーション障害をひきずっているという意味で、わたしは「吃らなくなった吃音者」と規定しています。

さて、これは回避行動とは逆にむしろ、開き直る方法があります。「音声言語では話さなければならぬ」という言語規範への挑戦として、手話でコミュニケーションをとる、機器を使う、筆談的なものにかえるという方法です。これは、むしろ「障害者」として突き出す行為にもなっているのですが、「吃音者」への理解を広げる、それ自身の運動としては展開しなくなるという意味も持ってしまいます。これは別の形での差別を受けるということで、それで差別から逃れられるわけではありません。ただ、差別をなくす運動の一環としての突き出しです。

自身が「吃音者」の「吃音研究者」が、他者はどのくらい許容力があるかということで、ヴァンライパーの「随意吃」なども使って実験をしたひとがいます。これも一種の開き直りです。ただ、こういうことは、誠実さを犠牲することによって、人間関係をあやうくさせます。

いろいろ、書いていますが、いずれも「現実的に」というところでの行動で、そもそ

も原則的に差別とどう対峙するかということが基本にあることはいうまでもありません。

10 障害の関係モデル

実は、わたしは「社会モデル」のとらえ返しとその不備も押さえていて、関係モデルを突き出しています。障害関係論はすでに日本でも 70 年代にことばとしては出ていました。わたしの本の中でも出しています。また、これらは、ヘーゲル——マルクス弁証法を援用して、医学モデルをテーゼにして、「社会モデル」をアンチテーゼ、関係モデルをジーンテーゼという突き出しをしています。わたしの『「反障害原論」への補足的断章』を読んでください。 <https://hiro3ads6.wixsite.com/adssh-3/c>

関係モデルには認識論的深化が必要になるので、わたしが影響を受けた廣松渉さんの著作を再度読み込んだ「廣松ノート」を書いてからと思っていたのですが、間に合いそうにないので、「障害関係論原論序説」を書き始めようと思っています。

11 手話の文法としての「非手指表現」NMM

日本手話（NSLネイティブ・サイン・ランゲッジ）は、手の動きだけではなく、非手指表現（NMM; non-manual marker）として、眉の上げ下げ、視線、口の動き、表情などもその文法として含まれています。この話は、表情が文法の中に組み込まれているという話です

これとは別な話にしても、表情がコミュニケーションの中でいかに大きな意味をもっているかということで、「目は口ほどにものをいう」とかいうことわざもあります。眉の上げ下げ（「吃音」への否定的反応としてのしかめ面）などでひとを自死に追いこむことさえあるのです。

12 ジョンソンの診断起因説

これは、「吃音」の始まりにおいて、周りが否定的な反応をすることが、ノーマルなディスフルエンシー（だれにでもある非流暢性）から「吃音」への移行になるというジョンソンの診断起因説として出ていました。これは「吃音児」の親が責任を問われ、自分を責めるようになるとして、これに対する批判がなされています（それは、「発達障害」でも、周りのひとで、取り分け接する頻度の大きい親の責任論として出ていて、それに対する脳の中の障害とか遺伝子とか、いわゆる素因論的な試みがなされていました。その素因論自体も批判されることです）。『本質』の中で、矢野さんは、始まりは（それは「一次性的吃音」と規定されることですが）、むしろ、音のつながりにおいて、次の音が出にくいとき、つなげようとする行為として、「連発性的吃音」が起きるとしています。矢野さんは、「二次性的吃音」それは多くは難発性として現れてくるのですが、そこで周りの否定的反応がもたらすこととしています。このジョンソンの診断起因説において、「吃音」の始まりにおいて親の責任の責任ということが言われますが、一次性的「吃音」は自成的に起きることです。二次性的「吃音」においても、親は社会の意識を内化しているに過ぎません、社会にある「吃音の否定性」が問題なのです（註 20「吃音の否定性」はどこからくるのか）。

13 因果論批判

因果論批判は、「反障害通信」113号 <http://www.taica.info/adsnews-113.pdf>

「たわしの映像鑑賞メモ 058 / NHK クローズアップ現代+「検証・ワクチン副反応 因果関係不明はなぜ？」 2021.10.21 22:00~22:30」を参照ください。

14 他の「障害者」や被差別者への同化という差別

他の「障害者」においても、CP者が歩けるようにほとんど人体実験のような手術を受けさせられた経験とか、ろう者（手話をその「自然性において」、第一言語にするひと）が手話を禁止され口話主義教育を受けさせられてきたなど、同化的な差別を受けさせられてきた歴史があります。ちなみに「同化」は抑圧型の差別のひとつです。

また、フェミニズムにおいても、ジェンダー差別の中で、「男並みに働く」には、努力の非対称性を強いられるなどがあり、フェミニズムの中で「個人的に努力するのは止めよう」という標語さえ上がってくる現実があります

15 「吃音者宣言」

（註1）の38P

16 差別形態論

差別形態論は、排除型の差別と抑圧型の差別というところで押さえたわたしのオリジナリティの分析です。いわゆる「重度の障害者」が「軽度の障害者」より差別されるということではなくて、差別の重い——軽いではなく、受ける差別の形が違うということで、押さえています。マージナルパーソンの苦悩や心理的マージナリティという葛藤の問題としても押さええます。詳しくは、三村洋明『反障害原論——障害問題のパラダイム転換のために——』世界書院2010「第八章 差別形態論」を参照ください。

17 マージナルパーソン論・心理的マージナリティ

文献として紹介した『差別社会の前衛—マージナリティ理論の研究』には、マージナルパーソンという言葉でなく、「マージナルマン」になっています。これはフェミニズムサイドから、「マン」には「男」と「ひと」という意味があり、womanには「男ではない」というところで、「ひとではない」という意味も懐胎してしまうという批判がなされてきました。ボーボワールが「第二の性」と批判したところでもあります。そこから、「マン」は今日的には「パーソン」として置き換えられています。

18 「どもりは治る」

かつて、電車のつり革広告に「どもりは治る」という民間の「吃音矯正所」の広告が吊り下げられていました。それをみるたびに胸を締め付けられる思いをしていた「吃音者」が多くいたと思います。わたしもそのひとりでした。

19 「出発を遅らせてきた」

これは「吃音者」の当事者団体の「吃音者宣言」（註15）に「また、いつか治るという期待と、どもりさえ治ればすべてが解決するという自分自身への甘えから、私たちは人生の出発（たびだち）を遅らせてきた。」と出てきます。これは、「障害者団体としての出発」という意味も含まれています。

「自分自身への甘え」という言葉は、医学モデル的な「自己責任論」に陥っているのですが。

20 「吃音の否定性」はどこからくるのか

これは「障害者が障害をもっている」としてとらえられ、同時に、それが否定的なこととしてなぜ異化するのかということです。『資本論』の中で出てくる、「労働力の価値」という物象化された事態において、「標準的人間労働」という概念において、「障害者」

が「標準的人間像」から外れるとして、「障害者」差別にリンクしていくのです。そのことを土台にして、さまざまな差別イデオロギーとも繋がっていくのです。そのことを「吃音者」自身も内化させていきます

(編集後記)

◆今回は、少し分量が増えました。抑えようとしていたのですが、巻末に、「吃音」関係の長目の文を書いたためです。

◆巻頭言は、人権についてです。人権論を批判するというのは、右派の憲法改正の動きの中で、憲法批判をすることと同じような位相を持ってしまいます。しかし、人権論というのは、時には両刃の剣にさえなるという思いを持っていました。きちんと、反差別として展開していくことだと思っています。

◆「読書メモ」は、ローザ・ルクセンブルクの本を古本で探しているときに見つけて、そこまで広げられないと、買うのを躊躇していたのを、結局買って積ん読していたのを、気になって結局読み、読書メモを残すに至りました。三つ目 580 を書いたのは男性、女性からとらえ返したらどうなるのか、ローザ・ルクセンブルクには、わたしが読書メモを残している本があります。たわしの読書メモ・・ブログ 554 / ・田村雲供 / 生田あい編著『**わたしのローザ・ルクセンブルク—フェミニズムと社会主義**』社会評論社 1994

読書メモの今後、読み落としている（積ん読している）本や、再学習する本があり、それに取りかかろうと思っています。

◆映像鑑賞メモは、MINAMATA 二題です。映画とドキュメンタリー。映画の方でわたしの思い出も少し書きました。

◆「インターネットへの投稿から」は、お休みです。

◆巻末に、「吃音」について書きました。「障害者」の多くが、「吃音なんてたいした問題ではない」と思っているようだという意識は常日頃から感じていたのですが、それなりに主体的に運動をやっているひとからそのようなことを言われたのは二度目です。きっと今現在に、このような文はわたし以外には書かないだろうなと思いつつ文にしました。

◆今、オミクロン株が猛烈な勢いで感染を広めています。「コロナウィルスの感染症対策の論点整理」というシリーズで文を書いていたのですが、わたしがその中で自己整理的に文を書いていたのは、どうも専門家も政府もそしてマスコミも、情報をきちんと出して議論を深めていくということをやろうとしていない、時には情報操作のようなことをしているのではないかという思いの中での、論攷だったのです。過去のウィルス、とりわけ、コロナウィルスがどのような形で収束していったのか、今回はどのような形で収束していくのかという予測のような話がほとんど出てきません。またワクチンの副反応についても、ほとんど報道されていません。専門家や学者と言われるひとたちの、はっきり分からない中では発言できないというのは、それなりに分かるのですが、もっとオープンな形での論的深化過程を情報発信していく必要があるのではと思います。後手後手政治と、やっているふり政治の象徴のようなことが、政府やポピュリズム的地方自治政治のコロナ対策として

展開されています。

◆学習的なことが軸になっていたのですが、論的な展開をぼつぼつ始めようと思っ
ています。「障害関係論原論序説」の書き始めと、「社会変革への道」の校正的再開を
始めようと考えています。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出し
ていく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」
への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、
医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁
止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしか
ない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決して
いくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「
社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の
「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていま
した。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとら
え返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別は
かなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込
みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか
「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきま
す。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのこと
が論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようとい
う運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー
概念としながら議論していきたいと考えていきます。

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>